

農耕作業用自動車等の機能確認の実施方法等について

制 定	平成8年12月27日付け8農産第9055号農林水産省農産園芸局肥料機械課長通知	
一部改正	平成9年12月25日付け9農産第9319号	〃
	平成10年9月2日付け10農産第6402号	〃
	平成15年10月1日付け15生産第4185号農林水産省生産局農産振興課長通知	
	平成16年7月15日付け16生産第1741号	〃
	平成17年12月27日付け17生産第5553号	〃
	平成19年10月16日付け19生産第4298号農林水産省生産局生産技術課長通知	
	平成23年9月30日付け23生産第4617号農林水産省生産局農産部技術普及課長通知	
	平成26年10月1日付け26生産第1555号	〃
	平成28年1月20日付け27生産第2447号農林水産省生産局技術普及課長通知	
	平成29年11月2日付け29生産第1432号	〃

農耕作業用自動車等機能確認要領（平成8年12月27日付け農産第9055号農産園芸局長通達。以下「機能確認要領」という。）に基づき実施する機能確認に係る確認項目の測定等の実施方法を別添のとおり定めるとともに、類別（自動車型式認証実施要領（平成10年11月12日付け自審第1252号の附則1「自動車等の同一型式判定要領」（以下「同一型式判定要領」という。）の第2によるものをいう。以下同じ。）の申請及び変更承認申請（自動車型式認証実施要領の第4「検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領」の第7号第1項によるものをいう。）に係る申請書類の作成方法及び確認方法について下記のとおり定め、また、同一型式の判定に当たっては、同一型式判定要領により取り扱うこととするので、了知願いたい。

なお、本通達の制定に伴い、農耕作業用自動車等の機能確認の実施方法等について（昭和58年12月22日58農蚕第7152号農林水産省農蚕園芸局肥料機械課長通達）及び農業用薬剤散布車の機能確認項目等について（昭和57年3月31日57農蚕第1908号農林水産省農蚕園芸局肥料機械課長通達）は、平成8年12月31日をもって廃止することとする。

おって、貴局管内の都府県農林水産部長には、別途通知したので、申し添える。

記

1. 類別の申請の場合

- (1) 機能確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）であって、同時に複数の類別の申請を行う者は、機能確認要領に基づく農耕作業用自動車等機能確認願（以下「機能確認願」という。）及び機能確認要領の別表に掲げる書面（以下「添付書面」という。）を類別ごとに作成し、提出するものとする。

ただし、各類別に係る添付書面中、記載内容が同一である書面のある場合には、そ

の旨を申し出ることによって、当該書面の全部又は一部を省略できるものとする。

- (2) 機能確認は、原則として各類別に係るすべての確認項目につき確認することにより行うものとするが、複数の類別において設計値が同一の確認項目がある場合又はその最厳条件を満たす類別に係る確認項目を確認することにより他の類別に係る確認項目が確認できる場合にあっては、一つの類別の確認又は最厳条件を満たす類別の確認をもって、他の類別の確認に代えることができるものとする。

2. 変更承認申請の場合

- (1) 変更承認申請を行う申請者は、機能確認願、添付書面及び当該型式の農耕作業用自動車等機能確認書の写しを提出するものとする。

ただし、当該添付書面中に既に機能確認を受けた農耕作業用自動車等の機能確認に際し、提出した書面がある場合には、その旨を申し出ることにより書面の全部又は一部を省略できるものとする。

- (2) 機能確認願の記入に当たっては、類別欄には類別番号のほか、類別の追加の場合にあっては「(類別追加)」、構造変更の場合にあっては、「(構造変更)」の文言を記入するとともに変更承認申請に係る変更箇所を明示するため、機能確認願の項目のうち当該変更項目に係る設計値欄の左側に☆印を付すものとする。

- (3) 機能確認は、原則としてすべての確認項目につき確認することにより行うものとするが、変更承認申請に係る変更内容が軽微なものであり、変更箇所に係る確認項目以外の確認項目については変更がないと判断できる場合にあっては、当該変更箇所についてのみ確認することにより行うものとする。

なお、変更箇所が基準に適合していることが添付書面で容易に判断できる場合にあっては、添付書面の確認をもって基準の適合性の確認に代えることができることとする。

- (4) 変更承認申請を行う場合であって、同時に複数の類別の申請を行うときには、上記(1)～(3)の規定のほか1の規定を適用するものとする。

別添

項 目	測 定 方 法 等	記 入 方 法	注 意 事 項
1 寸 法 (1)長さ (2)幅 (3)高さ (4)軸距又は接地長 (5)輪距又は履帯中心距離 (6)最低地上高	<p>自動車は、空車状態とし、直進姿勢で水平な平坦面（以下「基準面」という。）に置き測定する。</p> <p>自動車の最も前方及び後方の部分（後写鏡等を除く。）の基準面への投影点の車両中心線との平行な方向の距離を測定する。</p> <p>自動車の最も側方にある部分（後写鏡等を除く。）の基準面への投影点の車両中心線と直角な方向の距離を測定する。</p> <p>自動車の最高部（後写鏡等を除く。）の基準面からの高さを測定する。</p> <p>前後の車軸の中心間の水平距離（履帯を有する場合には履帯の接地長）を測定する。</p> <p>それぞれの車軸についての左右タイヤ中心間（履帯を有する場合には左右の履帯中心間）の車両中心線と直角の方向の距離を測定する。</p> <p>車両中心線から左右対称にできるだけ広い区間における最も低い部分の基準面からの高さを測定する。ただし、ブレーキドラム下部及び前後車輪と共に上下運動する部分などを除く。</p>	<p>小数第3位まで記入する。</p>	<p>設計値と実測値の許容範囲は長さ±50mm、幅±30mm、高さ±60mm以内とする。</p> <p>「後写鏡等」は、後写鏡のほか、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含む。</p>
2 車 両 重 量	<p>空車状態における自動車を水平の状態にして、それぞれの軸重ごとに各軸重を測定し、その和を車両重量とする。</p>	<p>整数位まで記入する。</p>	<p>設計値と実測値の許容範囲は±200kg以内とする。</p>
3 最大安定傾斜角度	<p>実測により最大安定傾斜角を確認する。</p> <p>ただし、最大安定傾斜角度の設計値が40度（規制値が30度の自動車にあっては35度）以上の場合には、実施を省略し、最大安定傾斜角度計算書による確認で差し支えない。</p>	<p>1度未満切り捨て、整数位まで記入する。</p> <p>確認した場合は、「確認」と記入する。</p>	<p>35度（最高速度20km/h未満の自動車、車両総重量が車両重量の1.2倍以下の自動車又は積車状態における車両の重心の高さが空車状態における車両の重心の高さ以下の自動車にあっては30度）以上であること。</p>
4 原 動 機 (1)最高回転速度 (2)総排気量	<p>無負荷最高回転速度を測定する。</p> <p>原動機型式の打刻及び総排気量表示を確認する。</p>	<p>整数位まで記入する。</p> <p>確認した場合は、「確認」と記入する。</p>	

項目	測定方法等	記入方法	注意事項																																																
(3) 定格出力／機関回転速度	独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項に基づき、同機構において定めた審査事務の実施に関する規程別添の試験規程に基づいて測定した全負荷状態に調速された機関最高回転数を測定する。	定格回転速度は整数値で記載し、定格回転速度時の全負荷出力値は少数第2位を四捨五入し、少数第1位まで記入する。	定格回転速度時の全負荷出力値及び試験方法（（ ）書とする。）を次の例により「ネット」又は「N」と付記する。 例85.1/2500(ネット)or85.1/2500(N) なお、定格出力の範囲が19kW以上560kW未満以外のものにあつては書面による確認として差し支えない。																																																
5 排出ガス	<p>軽油を燃料とする自動車にあつては、(1)～(8)について、「道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示」（平成14年7月15日付け国土交通省告示第619号、以下「保安基準細目告示」という。）の別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法（ディスクリート試験サイクル又はRMC試験サイクル）及びNRTCモード法により測定する。</p> <p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車にあつては、(9)～(13)について、保安基準細目告示の別添103「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード排出ガスの測定方法」に規定するガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード法により測定する。</p>	測定する場合は、以下の方法で記入する。 機能確認要領第3の1の規定により左記の測定方法、書面等により測定した値が保安基準細目告示第41条第1項第13号、第15号、第19号の基準値を超えないものであることが認められる場合には、「確認」と記入する。	<p>装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）に基づく装置型式指定を受けたものについては、当該指定通知書の写しを確認することにより測定を省略して差し支えない。保安基準細目告示第41条第1項第15号に規定される基準値は、表1に示す。</p> <p>表1</p> <table border="1"> <tr> <td>定格出力</td> <td>19kW以上</td> <td>37kW以上</td> <td>56kW以上</td> <td>75kW以上</td> <td>130kW以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>37kW未満</td> <td>56kW未満</td> <td>75kW未満</td> <td>130kW未満</td> <td>560kW未満</td> </tr> <tr> <td>CO</td> <td>5.0</td> <td>5.0</td> <td>5.0</td> <td>5.0</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>NMHC</td> <td>0.7</td> <td>0.7</td> <td>0.19</td> <td>0.19</td> <td>0.19</td> </tr> <tr> <td>NOx</td> <td>4.0</td> <td>4.0</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>PM</td> <td>0.03</td> <td>0.025</td> <td>0.02</td> <td>0.02</td> <td>0.02</td> </tr> </table> <p>〔測定モード：8モード法（ディスクリート又はRMC）(g/kWh)及びNRTCモード法(g/kWh)〕</p> <p>保安基準細目告示第41条第1項第13号、第19号に規定される基準値は、表2に示す。</p> <p>表2</p> <table border="1"> <tr> <td>定格出力</td> <td>19kW以上560kW未満</td> </tr> <tr> <td>CO</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>THC</td> <td>0.60</td> </tr> <tr> <td>NOx</td> <td>0.60</td> </tr> <tr> <td>無負荷状態 CO</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>無負荷状態 HC</td> <td>500ppm</td> </tr> </table> <p>〔測定モード：7モード法(g/kWh)〕</p>	定格出力	19kW以上	37kW以上	56kW以上	75kW以上	130kW以上		37kW未満	56kW未満	75kW未満	130kW未満	560kW未満	CO	5.0	5.0	5.0	5.0	3.5	NMHC	0.7	0.7	0.19	0.19	0.19	NOx	4.0	4.0	0.4	0.4	0.4	PM	0.03	0.025	0.02	0.02	0.02	定格出力	19kW以上560kW未満	CO	200	THC	0.60	NOx	0.60	無負荷状態 CO	1%	無負荷状態 HC	500ppm
定格出力	19kW以上	37kW以上	56kW以上	75kW以上	130kW以上																																														
	37kW未満	56kW未満	75kW未満	130kW未満	560kW未満																																														
CO	5.0	5.0	5.0	5.0	3.5																																														
NMHC	0.7	0.7	0.19	0.19	0.19																																														
NOx	4.0	4.0	0.4	0.4	0.4																																														
PM	0.03	0.025	0.02	0.02	0.02																																														
定格出力	19kW以上560kW未満																																																		
CO	200																																																		
THC	0.60																																																		
NOx	0.60																																																		
無負荷状態 CO	1%																																																		
無負荷状態 HC	500ppm																																																		
(1) 8モード：CO	8モード法のCO成分の排出率を測定する。	規制値の下位2桁目を切り捨て、1桁目まで記入する。																																																	
(2) 8モード：NMHC	8モード法のNMHC成分の排出率を測定する。	〃																																																	
(3) 8モード：NOx	8モード法ドのNOx成分の排出率を測定する。	〃																																																	

項 目	測 定 方 法 等	記 入 方 法	注 意 事 項									
(4) 8モード：PM	8モード法のPM成分の排出率を測定する。	〃										
(5)NRTC：CO	NRTCモード法のCO成分の排出率を測定する。	〃										
(6)NRTC：NMHC	NRTCモード法のNMHC成分の排出率を測定する。	〃										
(7)NRTC：NOx	NRTCモード法のNOx成分の排出率を測定する。	〃										
(8)NRTC：PM	NRTCモード法のPM成分の排出率を測定する。	〃										
(9) 7モード：CO	7モード法のCO成分の平均排出量を測定する。	規制値の下位2桁目を切り捨て、1桁目まで記入する。										
(10) 7モード：THC	7モード法のTHC成分の平均排出量を測定する。	〃										
(11) 7モード：NOx	7モード法のNOx成分の平均排出量を測定する。	〃										
(12)無負荷状態・7モード：CO	アイドリング運転における排出ガスのCOの濃度を測定する。	小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで記入する。										
(13)無負荷状態・7モード：HC	アイドリング運転における排出ガスのHCの濃度を測定する。	小数第1位を四捨五入し、整数値まで記入する。										
6 最 高 速 度	<p>最高速度を出すのに十分な助走距離をとり、スロットルレバーを全開にして全速力で走り測定距離の走行時間（t秒）をストップウォッチ又は電子式速度測定器により測定し、次式により計算して最高速度を求める。</p> $V = \frac{3.6}{t} \times \text{測定距離 (m)}$	<p>小数第1位まで記入する。確認した場合は、「確認」と記入する。</p>	<p>35km/h未満であること。</p> <table border="1" data-bbox="1556 965 1948 1316"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>車輪式</th> <th>履帯式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助走距離 L₁</td> <td>20m 以上</td> <td>10m 以上</td> </tr> <tr> <td>測定距離 L₂</td> <td>20～50m 電子式速度測定器 の場合は 2m以上</td> <td>10m以上 電子式速度測定器 の場合は 2m以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、最高速度の設計値が30km/h未満の場合は、実施を省略し、最高速度の計算書による確認で差し支えない。</p>	区分	車輪式	履帯式	助走距離 L ₁	20m 以上	10m 以上	測定距離 L ₂	20～50m 電子式速度測定器 の場合は 2m以上	10m以上 電子式速度測定器 の場合は 2m以上
区分	車輪式	履帯式										
助走距離 L ₁	20m 以上	10m 以上										
測定距離 L ₂	20～50m 電子式速度測定器 の場合は 2m以上	10m以上 電子式速度測定器 の場合は 2m以上										

項目	測定方法等	記入方法	注意事項						
7 最高速度時における制動停止距離	<p>試験自動車の重量は車両総重量とし、次に掲げる指定速度の±10%以内の速度で助走し、制動を始める地点において目印又は手旗等の合図により加速装置を離し、全力制動を行い停止させる。合図をしたときの自動車の位置から停止位置までの距離を測定する。 なお、制動試験用スタンプ装置を用いることもできる。</p> <table border="1" data-bbox="421 379 922 466"> <tr> <td>自動車の最高速度</td> <td>指定速度</td> </tr> <tr> <td>20km/h以上35km/h未満</td> <td>20km/h</td> </tr> <tr> <td>20km/h未満</td> <td>最高速度</td> </tr> </table>	自動車の最高速度	指定速度	20km/h以上35km/h未満	20km/h	20km/h未満	最高速度	小数第1位まで記入する。	<p>5 m以下であり、設計値と実測値の許容範囲は±1 m以内とする。 測定速度が指定速度と異なる場合(±10%以内)にあつては、次式により補正値を求め、2回の試験の平均値を制動停止距離とする。</p> $L = L'S \left[\frac{V'}{V} \right]^2 + \frac{V'}{36.0}$ <p>L : 停止距離補正値 (m) L'S : 停止距離測定値 (m) V : 測定速度 (km/h) V' : 指定速度 (km/h)</p>
自動車の最高速度	指定速度								
20km/h以上35km/h未満	20km/h								
20km/h未満	最高速度								
8 最小回転半径	書面により最小回転半径を確認する。	確認した場合は、「確認」と記入する。	12m以下であること。						
9 タイヤの呼び	タイヤの呼びを確認する。	確認した場合は、「確認」と記入する。							
10 履帯									
(1)接地部の種類	接地部の種類を確認する。	確認した場合は、「確認」と記入する。							
(2)履帯幅	履帯の幅を測定する。	小数第1位まで記入する。							
(3)接地面積	接地長、履帯幅から接地面積を計算する(みかけの接地面積)。	整数位まで記入する。							
(4)接地圧	車両重量、接地面積から接地圧を計算する。	小数第1位まで記入する。	3 kg/cm ² 以下であること。						
11 動力伝達方式	動力伝達方式を確認する。	確認した場合は、「確認」と記入する。							
12 変速段数	変速段数を確認する。	確認した場合は、「確認」と記入する。							
13 全減速比	書面により全減速比を確認する。	確認した場合は、「確認」と記入する。							

項 目	測 定 方 法 等	記 入 方 法	注 意 事 項
14 制 動 装 置	制動装置の種類・形式を確認する。	確認した場合は、「確認」と記入する。	
15 排出ガス発散防止装置	軽油を燃料とする自動車にあっては、保安基準細目告示の別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車にあっては、保安基準細目告示の別添103「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード排出ガスの測定方法」により測定された結果、排出ガス基準に適合した装置であることを確認する。	確認した場合は、「確認」と記入する。	装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）に基づく装置型式指定を受けたものについては、当該指定通知の写しの書面による確認として差し支えない。
16 灯 火			
(1) 走行用前照灯	<p>(最高速度20km/h未満の場合) 視認等により次のことを確認する。</p> <p>① 自動車の前面に備えられていること（1個、2個又は4個）。</p> <p>② 灯光の色は、白色であること。</p> <p>③ 安全な運行を確保できる適当な光度を有すること。</p> <p>④ 左右同数であり（1個の場合を除く。）、かつ、前面が左右対称である自動車に備えるものにあつては車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。（光度が1万カンデラ以上のものに限る。）</p> <p>⑤ 後方25mの位置における範囲内(保安基準細目告示の別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の別紙2に規定する範囲)において、灯火の発光面が直接確認できないものであること。</p> <p>⑥ すべてが同時に点灯、又は左右それぞれ1個の走行用前照灯が同時に点灯する構造であること。 この場合、走行用前照灯は、すれ違い用前照灯から走行用前照灯に切換操作を行ったとき、少なくとも左右それぞれ1個の走行用前照灯が点灯するように、かつ、走行用前照灯からすれ違い用前照灯に切換操作を行ったとき、すべての走行用前照灯が同時に消灯するものであること。</p> <p>⑦ 通常の使用において予想される振動を受けても③の要件に適合するように取り付けられていること。偶発的な誤調整の生じるお</p>	確認した場合は、「確認」と記入する。	<p>左右非対称の外形を有する自動車にあっては、可能な限り対称に取り付けられてあればよい。</p> <p>容易に誤調整が生じないことを確認する。</p>

項 目	測 定 方 法 等	記 入 方 法	注 意 事 項
(2)すれ違い用前照灯	<p>それのないこと。</p> <p>(最高速度20km/h以上の場合) 視認等により次のことを確認する。</p> <p>① 自動車の前面に備えられていること（2個又は4個）。</p> <p>② 主光軸の下向きへの振れは前方10mの位置において前照灯の取付高さの3/10以内であり、かつ、光度は1灯につき1万カンデラ以上で、最高光度の合計は43万カンデラを越えないこと。</p> <p>③ そのすべてを同時に照射したときは、夜間にその前方50mの距離にある交通上の障害物を確認できること。</p> <p>④ 灯光の色は、白色であること。</p> <p>⑤ 左右同数（1個備える場合を除く。）であり、かつ、前面が左右対称である自動車に備えるものにあつては、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。</p> <p>⑥ 後方25mの位置における範囲内(保安基準細目告示の別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の別紙2に規定する範囲)において、灯火の発光面が直接確認できないものであること。</p> <p>⑦ すべてが同時に点灯、又は左右それぞれ1個の走行用前照灯が同時に点灯する構造であること。 この場合、走行用前照灯は、すれ違い用前照灯から走行用前照灯に切替操作を行ったとき、少なくとも左右それぞれ1個の走行用前照灯が点灯するように、かつ、走行用前照灯からすれ違い用前照灯に切替操作を行ったとき、すべての走行用前照灯が同時に消灯するものであること。</p> <p>⑧ 通常の使用において予想される振動を受けても、③の要件に適合するように取り付けられていること。偶発的な誤調整の生じるおそれのないこと。</p> <p>視認等により次のことを確認する。</p>		<p>幅0.8m以下の自動車は、1個でもよい。</p> <p>書面により容易に確認できるときに限り書面による確認として差し支えない。</p> <p>書面により容易に確認できるときに限り書面による確認として差し支えない。</p> <p>左右非対称の外形を有する自動車にあつては、可能な限り対称に取り付けられておればよい。</p> <p>容易に誤調整が生じないことを確認する。</p> <p>最高速度20km/h未満のもの（走行用前照灯の光度が1万カンデラ以上のものを除く。）はすれ違い用前照灯を必要としない。</p>

項 目	測 定 方 法 等	記 入 方 法	注 意 事 項
	<p>① 自動車の前面の両側に備えられていること（2個）。</p> <p>② 照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、最高速度が20km/h以上のものにあつては、その全てを同時に照射したときに、夜間前方15mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。</p> <p>③ 照明部の上縁の高さは地上1200mm以下、下縁の高さは地上500mm以上であること。</p> <p>④ 照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内にあること（最高速度20km/h未満及び幅0.8m以下の自動車を除く。）。</p> <p>⑤ 灯光の色は、白色であること。</p> <p>⑥ 左右同数（1個備える場合を除く。）であり、かつ、前面が左右対称である自動車に備えるものにあつては、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。</p> <p>⑦ 後方25mの位置における範囲内（細目告示の別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の別紙2に規定する範囲）において、灯火の発光面が直接確認できないものであること。</p> <p>⑧ 同時に点灯及び消灯するように取り付けられた車幅灯、尾灯等が消灯しているときに点灯できないものであること。</p> <p>⑨ すれ違い用前照灯を点灯するよう操作したとき、すべての走行用前照灯を同時に消灯するものであること。なお、放電灯であるすれ違い用前照灯は、走行用前照灯が点灯しているとき、消灯で</p>		<p>最高速度20km/h未満のもの及び幅0.8m以下のものは、1個でもよい。</p> <p>書面により容易に確認できるときに限り書面による確認として差し支えない。</p> <p>構造上1200mm以下に取り付けることのできないものにあつては、取り付けることのできる最低の高さであればよい。</p> <p>自動車の構造上最外側から400mm以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最外側の位置であればよい。</p> <p>最外側は、車両中心面に平行であつて、次の突起を除く自動車の最外側に接する鉛直面をいう（以下、項目の欄の16の(3)から17まで同様）。</p> <p>ア 後写鏡 イ 灯火装置及び反射器並びに指示装置（後写鏡に取り付けられたものに限る）</p> <p>左右非対称の外形を有する自動車にあつては、可能な限り対称に取り付けられてあればよい。</p> <p>走行用前照灯が点灯しているときに、引き続き点灯するものであつてよい。</p>

項 目	測 定 方 法 等	記 入 方 法	注 意 事 項
(3)車幅灯	<p>きない構造であること。</p> <p>⑩ 通常の使用において予想される振動を受けても、②の要件に適合するように取り付けされていること。偶発的な誤調整の生じるおそれのないこと。</p> <p>視認等により次のことを確認する。</p> <p>① 自動車の前面の両側に備えられていること（2個）。</p> <p>② 配光特性及び灯光の色の限界値について、書面により保安基準細目告示の別添58「車幅灯の技術基準」に適合していること、または装置型式指定を受けたものであることを確認する。</p> <p>③ 灯光の色は白色であること。</p> <p>④ 点滅しないこと。</p> <p>⑤ 対をなす車幅灯の灯光の色は同一の色度、同一の光学特性であること。</p> <p>⑥ 照明部の上縁の高さは地上2100mm以下、下縁の高さは地上350mm以上であること。</p> <p>⑦ 照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内であること。</p>		<p>容易に誤調整が生じないことを確認する。</p> <p>長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下のものは、車幅灯を必要としない。 幅0.8m以下の自動車ですれ違い用前照灯の最外縁が自動車の最外側から400mm以内に取り付けられている場合はその側の車幅灯は必要としない。</p> <p>書面により容易に確認できるときに限り書面による確認として差し支えない。 装置型式指定規則に基づく装置型式指定を受けたものについては、当該指定通知の写しの書面により確認する。</p> <p>方向指示器、非常点滅表示表示灯又は側方灯との集合式、結合式又は兼用式のものは橙色でもよい。</p> <p>書面により容易に確認できるときに限り書面による確認として差し支えない。 装置型式指定規則に基づく装置型式指定を受けたものについては、当該指定通知の写しの書面により確認する。 左右非対称の外形を有する自動車にあっては、可能な限りこれをみたしてあればよい。</p>

項 目	測 定 方 法 等	記 入 方 法	注 意 事 項
(4)尾灯	<p>⑧ 車幅灯の基準軸は、路面に平行、かつ、車両中心面に平行となるよう取り付けられていること。</p> <p>⑨ 車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。</p> <p>⑩ 前照灯又は前部霧灯が点灯している場合に消灯できない構造であること。</p> <p>⑪ 方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させる場合、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造であること。(方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備えるものに限る。)</p> <p>⑫ 尾灯と同時に点灯しかつ同時に消灯すること(駐車灯、方向指示器、非常点滅表示灯との兼用式又は尾灯との結合式のものは除く)。</p> <p>⑬ 通常の使用において予想される振動を受けても、①から⑫の要件に適合するように取り付けされていること。偶発的な誤調整の生じるおそれのないこと。</p> <p>視認等により次のことを確認する。</p> <p>① 自動車の後面両側に(2個又は4個。なお、幅0.8m以下の自動車には後面に1個)備えられていること。</p> <p>② 配光特性及び灯光の色の限界値について、書面により保安基準細目告示の別添64「尾灯の技術基準」に適合していること、または装置型式指定を受けたものであることを確認する。</p> <p>③ 車幅灯、尾灯は同時に点灯し、かつ、同時に消灯できること(駐車灯、方向指示器又は非常点滅表示灯との兼用式である車幅灯及び尾灯、車幅灯または尾灯と結合式であるものは除く)。</p>		<p>左右非対称の外形を有する自動車にあっては、可能な限り対称に取り付けられてあればよい。</p> <p>容易に誤調整が生じないことを確認する。</p> <p>長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下のものは、尾灯を必要としない。</p> <p>書面により容易に確認できるときに限り書面による確認として差し支えない。装置型式指定規則に基づく装置型式指定を受けたものについては、当該指定通知の写しの書面により確認する。</p>

項 目	測 定 方 法 等	記 入 方 法	注 意 事 項
(5)制動灯	<p>④ 灯光の色は、赤色であること。</p> <p>⑤ 点滅しないこと。</p> <p>⑥ 対をなす尾灯の灯光の色は同一の色度、同一の光学特性であること。</p> <p>⑦ 照明部の上縁の高さが地上2100mm以下、下縁の高さが地上350mm以上であること。</p> <p>⑧ 照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内にあること。</p> <p>⑨ 車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。この場合、車両中心面に対して対称な外部形状を有すること。</p> <p>⑩ 尾灯の基準軸は、路面に平行、かつ車両中心面に平行となるよう取り付けられていること。</p> <p>⑪ 前方25mの位置における範囲内（細目告示の別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の別紙2に規定する範囲）において、灯火の発光面が直接確認できないこと。</p> <p>⑫ 通常の使用において予想される振動を受けても、①から⑩の要件に適合するように取り付けされていること。偶発的な誤調整の生じるおそれのないこと。</p> <p>視認等により次のことを確認する。</p> <p>① 自動車の後面両側に（2個又は4個。なお、幅0.8m以下の自動車には後面に1個）備えられていること。</p> <p>② 配光特性及び灯光の色の限界値について、書面により細目告示の別添70「制動灯の技術基準」に適合していること、または装</p>		<p>書面により容易に確認できるときに限り書面による確認として差し支えない。 装置型式指定規則に基づく装置型式指定を受けたものについては、当該指定通知の写しの書面により確認する。 左右非対称の外形を有する自動車にあっては、可能な限りこれをみたしてあればよい。</p> <p>左右非対称の外形を有する自動車にあっては、可能な限り対称に取り付けられてあればよい。</p> <p>容易に誤調整が生じないことを確認する。</p> <p>長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下のものは、制動灯を必要としない。</p> <p>書面により容易に確認できるときに限り書面による確認として差し支えない。</p>

項 目	測 定 方 法 等	記 入 方 法	注 意 事 項
	<p>置型式指定を受けたものであることを確認する。</p> <p>③ 主制動装置又は補助制動装置を操作している場合にのみ点灯する構造（尾灯と兼用のものにあつては、主制動装置又は補助制動装置を操作している場合にのみ光度が5倍以上に増加する構造）であること。</p> <p>④ 灯光の色は、赤色であること。</p> <p>⑤ 点滅しないこと。</p> <p>⑥ 対をなす制動灯の灯光の色は同一の色度、同一の光学特性であること。</p> <p>⑦ 照明部の上縁の高さが地上2100mm以下、下縁の高さが地上350mm以上であること。</p> <p>⑧ 照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内にあること。</p> <p>⑨ 車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。この場合、車両中心面に対して対称な外部形状を有すること。</p> <p>⑩ 制動灯の基準軸は、路面に平行、かつ車両中心面に平行となるよう取り付けられていること。</p> <p>⑪ 前方25mの位置における範囲内（細目告示の別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の別紙2に規定する範囲）において、灯火の発光面が直接確認できないこと。</p> <p>⑫ 通常の使用において予想される振動を受けても、①から⑪の要件に適合するよう取り付けられていること。偶発的な誤調整の生じるおそれのないこと。</p>		<p>装置型式指定規則に基づく装置型式指定を受けたものについては、当該指定通知の写しの書面により確認する。</p> <p>書面により容易に確認できるときに限り書面による確認として差し支えない。</p> <p>書面により容易に確認できるときに限り書面による確認として差し支えない。 装置型式指定規則に基づく装置型式指定を受けたものについては、当該指定通知の写しの書面により確認する。 左右非対称の外形を有する自動車にあつては、可能な限りこれをみたしてあればよい。</p> <p>左右非対称の外形を有する自動車にあつては、可能な限り対称に取り付けられてあればよい。</p> <p>容易に誤調整が生じないことを確認する。</p>

項 目	測 定 方 法 等	記 入 方 法	注 意 事 項
(6)後退灯	<p>視認等により次のことを確認する。</p> <p>① 数は、1個又は2個であること。</p> <p>② 配光特性及び灯光の色の限界値について、書面により細目告示の別添72「後退灯の技術基準」に適合していること、または装置型式指定を受けたものであることを確認する。</p> <p>③ 変速装置を後退の位置に操作しており、かつ、原動機の始動装置を始動の位置に操作している場合のみ点灯する構造であること。</p> <p>④ 灯光の色は、白色であること。</p> <p>⑤ 対をなす後退灯の灯光の色は同一の色度、同一の光学特性であること。</p> <p>⑥ 点滅しないこと。</p> <p>⑦ 照明部の上縁の高さは地上1200mm以下、下縁の高さは地上250mm以上であること。</p> <p>⑧ 車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。この場合、車両中心面に対して対称な外部形状を有すること。</p> <p>⑨ 後退灯の基準軸は、路面に平行、かつ車両中心面に平行となるよう取り付けられていること。</p>		<p>長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下のもの並びに幅0.8m以下のものは、後退灯を必要としない。</p> <p>書面により容易に確認できるときに限り書面による確認として差し支えない。装置型式指定規則に基づく装置型式指定を受けたものについては、当該指定通知の写しの書面により確認する。</p> <p>書面により容易に確認できるときに限り書面による確認として差し支えない。装置型式指定規則に基づく装置型式指定を受けたものについては、当該指定通知の写しの書面により確認する。左右非対称の外形を有する自動車にあっては、可能な限り対称に取り付けられてあればよい。</p> <p>構造上1200mm以下に取り付けることのできないものにあつては、取り付けることのできる最低の高さであればよい。</p> <p>左右非対称の外形を有する自動車にあっては、可能な限り対称に取り付けられてあればよい。</p>

項 目	測 定 方 法 等	記 入 方 法	注 意 事 項
17 後 部 反 射 器	<p>⑩ 通常の使用において予想される振動を受けても、①から⑨の要件に適合するように取り付けられていること。偶発的な誤調整の生じるおそれのないこと。</p> <p>視認等により次のことを確認する。</p> <p>① 自動車の後面に2個備えており、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができるものであること。</p> <p>② 反射特性は、等級がI A又はI Bであって、書面により細目告示の別添68「後部反射器の技術基準」に適合していること、または装置型式指定を受けたものであることを確認する。</p> <p>③ 後部反射器であってその形が文字及び三角形以外であること。</p> <p>④ 反射光の色は、赤色であること。</p> <p>⑤ 反射器の反射部の上縁の高さが地上1500mm以下であり、下縁の高さが地上250mm以上であること。</p> <p>⑥ 反射器の反射部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内にあること。</p> <p>⑦ 後面の両側に備えるものにあっては、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。この場合、車両中心面に対して対称な外部形状を有すること。</p> <p>⑧ 対をなす反射器の反射光の色は同一の色度及び同一の光学特性であること。</p>	<p>確認した場合は、「確認」と記入する。</p>	<p>容易に誤調整が生じないことを確認する。</p> <p>書面により容易に確認できるときに限り書面による確認として差し支えない。装置型式指定規則に基づく装置型式指定を受けたものについては、当該指定通知の写しの書面により確認する。</p> <p>左右非対称の外形を有する自動車にあっては、可能な限り対称に取り付けられてあればよい。</p> <p>書面により容易に確認できるときに限り書面による確認として差し支えない。装置型式指定規則に基づく装置型式指定を受けたものについては、当該指定通知の写しの書面により確認する。左右非対称の外形を有する自動車にあっては、可能な限りこれをみたしてあればよい。</p>

項 目	測 定 方 法 等	記 入 方 法	注 意 事 項
18 警 音 器	<p>⑨ 後部反射器の基準軸は、路面に平行、かつ車両中心面に平行となるよう取り付けられていること。</p> <p>⑩ 通常の使用において予想される振動を受けても、①から⑨の要件に適合するように取り付けされていること。偶発的誤調整の生じるおそれのないこと。</p> <p>警音器の音の大きさ（2以上の警音器が連動して音を発する場合は、その和）は、自動車の前方7m、地上0.5mから1.5mの高さにおいて最大112デシベル以下87デシベル以上であることを確認する。聴感補正回路はA特性とする。</p>	音量は測定し、他は確認する。	容易に誤調整が生じないことを確認する。 サイレン、鐘以外のものであること。
19 後 写 鏡	<p>次のことを確認する。</p> <p>左右外側線上後方50mまでの間及び左外側線付近(長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下のものにあつては、右外側線上後方50mまでの間)を確認出来る位置に取り付けられていること。</p>	確認した場合は、「確認」と記入する。	
20 方 向 指 示 器	<p>次のことを確認する。</p> <p>① 配光特性及び灯光の色の限界値について、書面により保安基準細目告示第59条第1項第1号に定める基準に適合していること、または装置型式指定を受けたものであることを確認する。</p> <p>② 方向指示器は、以下の個数を備えていること。 ア 前面の両側には、次表に掲げる方向指示器とすれ違い用前照灯（前部霧灯装備の場合は、すれ違い用前照灯及び前部霧灯のうち方向指示器との間隔が小さいもの）との間隔に応じ、</p>	<p>点滅回数は測定した回数を記入し、その他は確認した場合は、「確認」と記入する。</p>	<p>最高速度20km/h未満の自動車でかじ取ハンドルの中心から自動車の最外側までの距離が650mm未満であり運転者席が車室内にないもの（自動車の長さが6m以上のものを除く。）は方向指示器を必要としない。 最高速度20km/h未満の自動車でかじ取ハンドルの中心から自動車の最外側までの距離が650mm未満であり運転者席が車室内にないもの及び幅0.8m以下の自動車は側面方向指示器を必要としない。</p> <p>書面により容易に確認できるときに限り書面による確認として差し支えない。 装置型式指定規則に基づく装置型式指定を受けたものについては、当該指定通知の写しの書面により確認する。</p>

項 目	測 定 方 法 等	記 入 方 法	注 意 事 項												
	<p>表の右欄の方向指示器を各1個</p> <table border="1" data-bbox="461 292 1077 408"> <thead> <tr> <th></th> <th>間 隔</th> <th>方向指示器の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>40mm ≤ 間隔</td> <td>種別 1、種別 1 a 又は 1 b</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>20mm < 間隔 < 40mm</td> <td>種別 1 a 又は種別 1 b</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>間隔 ≤ 20mm</td> <td>種別 1 b</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 両側面には、種別 5 の方向指示器を1個ずつ③ 指示部の最前縁は自動車の前端から 2500mm以内又は自動車の長さの60%以内であること。</p> <p>④ 方向指示器の指示部のうちそれぞれの最内側にあるものの最内縁の間隔は600mm（幅が1300mm未満の自動車は400mm）以上で、それぞれの最外側にあるものの最外縁は、自動車の最外側から400mm以内にあること。</p> <p>⑤ 方向指示器の指示部の上縁の高さは地上2300mm以下、下縁の高さは地上350mm以上であること。</p> <p>⑥ 灯光の色は橙色であること。</p> <p>⑦ 点滅回数は1分間に60以上120以下であること。</p> <p>⑧ 点灯操作した後、1秒以内に点灯し、かつ、1秒半以内に最初の消灯を行うものであること。</p> <p>⑨ 対をなす方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。この場合、車両中心面に対して対称な外部形状を有すること。</p> <p>⑩ 対をなす灯光の色は同一の色度及び同一の光学特性であること。</p> <p>⑪ 方向指示器の基準軸は、路面に平行、かつ車両中心面に平行と</p>		間 隔	方向指示器の種別	1	40mm ≤ 間隔	種別 1、種別 1 a 又は 1 b	2	20mm < 間隔 < 40mm	種別 1 a 又は種別 1 b	3	間隔 ≤ 20mm	種別 1 b		<p>左右非対称の外形を有する自動車にあっては、可能な限り対称に取り付けられてあればよい。</p> <p>書面により容易に確認できるときに限り書面による確認として差し支えない。装置型式指定規則に基づく装置型式指定を受けたものについては、当該指定通知の写しの書面により確認する。左右非対称の外形を有する自動車にあっては、可能な限りこれをみたしてあればよい。</p>
	間 隔	方向指示器の種別													
1	40mm ≤ 間隔	種別 1、種別 1 a 又は 1 b													
2	20mm < 間隔 < 40mm	種別 1 a 又は種別 1 b													
3	間隔 ≤ 20mm	種別 1 b													

項 目	測 定 方 法 等	記 入 方 法	注 意 事 項
21 連 結 装 置	<p>なるよう取り付けられていること。</p> <p>⑫ 通常の使用において予想される振動を受けても、①から⑩の要件に適合するように取り付けされていること。偶発的誤調整の生じるおそれのないこと。</p> <p>次のことを確認する。</p> <p>① 堅ろうで運行に十分耐えるものであること。</p> <p>② 相互に確実に結合する構造であること。</p> <p>③ 走行中振動、衝撃等により分離しないように適当な安全装置を備えていること。</p>	<p>確認した場合は、「確認」と記入する。</p>	<p>容易に誤調整が生じないことを確認する。</p>
22 農耕作業等の機能	<p>動力取出し装置等により農耕作業等の機能を有することを確認する。</p>	<p>確認した場合は、「確認」と記入する。</p>	

注：1 類別の申請又は変更承認申請に当たって、設計値が同一である等により、他の類別等の確認に代える場合は、農耕作業用自動車等機能確認願の実測値欄にその旨（「0001にて確認」等）を明記する。

2 項目の欄のうち「道路運送車両の保安基準」（昭和26年7月28日運輸省令第67号）第55条（基準の緩和）の適用となる項目にあつては、注意事項の欄の規定は、適用しない。